

中央区再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

令和 6 年 6 月 1 日

6 中福地第 4 8 4 号

(設置)

第 1 条 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 4 号）第 8 条第 1 項に規定する地方再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定等について検討するため、中央区再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画に掲げる施策の推進及び見直しに関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、福祉保健部長とし、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、区民部長とし、委員長を補佐する。委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 区長は、次に掲げる者を委員として委嘱し、又は任命する。

- (1) 防災危機管理室長
- (2) 教育委員会事務局次長
- (3) 別表第 1 に掲げる機関から推薦を受けた者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命を受けた日の属する会計年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集等)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、会議に出席した委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができることとし、可否同数のときは

委員長の決するところによる。

(幹事)

第7条 委員会の円滑な運営に資するため、委員会に幹事を置く。

2 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、計画の策定等に必要な調査、調整等を行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

東京保護観察所
警視庁中央警察署
警視庁久松警察署
警視庁築地警察署
警視庁月島警察署
中央区保護司会
更生保護女性会
中央区民生・児童委員協議会
中央補導連絡会
久松補導連絡会
築地補導連絡会
月島補導連絡会
中央区青少年委員会
社会福祉法人中央区社会福祉協議会

別表第2 (第7条関係)

防災危機管理課長
区民生活課長
文化・生涯学習課長
商工観光課長
地域福祉課長

子育て支援課長
放課後対策課長
障害者福祉課長
子ども家庭支援センター所長
福祉センター所長
高齢者福祉課長
介護保険課長
健康推進課長
住宅課長
学務課長
教育センター所長